

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 31 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0531 第 4 号
令和 6 年 5 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省告示第 206 号）が公布され、令和 6 年 6 月 1 日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

- 1 別紙 1 を次に改める。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 84 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 52 点 |

(2) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 27 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 15 点 |

(2) その他の場合

- | | |
|----------|------|
| イ 大臼歯 | 33 点 |
| ロ 小臼歯・前歯 | 21 点 |

(ファイバーポスト)

- | | |
|--------|------|
| 1 本につき | 61 点 |
|--------|------|

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ

- | | |
|--------------|------|
| イ レジン系 | |
| a 標準型 | 17 点 |
| b 自動練和型 | 38 点 |
| ロ グラスアイオノマー系 | |
| a 標準型 | 10 点 |
| b 自動練和型 | 12 点 |

(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1 窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 11 点

ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 8 点

b 複雑なもの 21 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 9 点

b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの 4 点

ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの 3 点

b 複雑なもの 8 点

ロ 自動練和型

a 単純なもの 6 点

b 複雑なもの 17 点

M010 金属歯冠修復（1 個につき）

1 14 カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの 1,479 点

(2) 4 分の 3 冠

1,848 点

2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

a 単純なもの 332 点

b 複雑なもの 614 点

ロ 5 分の 4 冠 772 点

ハ 全部金属冠 972 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの 226 点

b 複雑なもの 449 点

ロ 4 分の 3 冠 555 点

ハ 5 分の 4 冠 555 点

ニ 全部金属冠 696 点

3 銀合金

(1) 大臼歯

イ インレー

a	単純なもの	23 点
b	複雑なもの	40 点
ロ	5 分の 4 冠	51 点
ハ	全部金属冠	63 点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4 分の 3 冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ	5 分の 4 冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ	全部金属冠	46 点
M010-2	チタン冠（1 歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1)	前歯	555 点
(2)	小臼歯	555 点
(3)	大臼歯	772 点
2	銀合金	
(1)	前歯	36 点
(2)	小臼歯	36 点
(3)	大臼歯	51 点
M010-4	根面被覆（1 歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ	大臼歯	332 点
ロ	小臼歯・前歯	226 点
(2)	銀合金	
イ	大臼歯	23 点
ロ	小臼歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	866 点
2	銀合金を用いた場合	102 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1 歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1 歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1 歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388 点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615 点

M015-3 CAD/CAMインレー（1 歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163 点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316 点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1 歯につき）

1 乳歯金属冠

30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき

1 点

M016-3 既製金属冠（1 歯につき）

29 点

M017 ポンティック（1 歯につき）

1 鑄造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）

イ 大臼歯

1,118 点

ロ 小臼歯

842 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯

51 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合

イ 前歯

672 点

ロ 小臼歯

842 点

ハ 大臼歯

1,118 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯

65 点

ロ 小臼歯

65 点

ハ 大臼歯

65 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1 装置につき）

1,629 点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1床につき）	
(1) 1歯から4歯まで	2点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5点
(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	10点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,649点
ロ 犬歯・小白歯	1,341点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	1,341点
ロ 犬歯・小白歯	1,030点
ハ 前歯（切歯）	793点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	894点
ロ 犬歯・小白歯	699点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	614点
ロ 犬歯・小白歯	534点
ハ 前歯（切歯）	495点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	6点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	780点
(2) 二腕鉤（レストつき）	603点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	248点
(2) 犬歯・小白歯	267点
(3) 大臼歯	307点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	30点
(2) 犬歯・小白歯	30点
(3) 大臼歯	30点
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）	
1 磁石構造体	777点
2 キーパー付き根面板	

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大臼歯 614 点

ロ 小臼歯・前歯 449 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯 40 点

ロ 小臼歯・前歯 30 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,434 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」

（令和6年3月5日保医発 0305 第 10 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,479 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,848 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>332 点</u> b 複雑なもの <u>614 点</u> ロ 5分の4冠 <u>772 点</u> ハ 全部金属冠 <u>972 点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>226 点</u> b 複雑なもの <u>449 点</u> ロ 4分の3冠 <u>555 点</u> ハ 5分の4冠 <u>555 点</u> ニ 全部金属冠 <u>696 点</u> 3 銀合金	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,224 点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,530 点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>350 点</u> b 複雑なもの <u>647 点</u> ロ 5分の4冠 <u>814 点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,024 点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>238 点</u> b 複雑なもの <u>473 点</u> ロ 4分の3冠 <u>585 点</u> ハ 5分の4冠 <u>585 点</u> ニ 全部金属冠 <u>733 点</u> 3 銀合金

(1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>23 点</u> b 複雑なもの <u>40 点</u> ロ 5分の4冠 <u>51 点</u> ハ 全部金属冠 <u>63 点</u> (2) 小臼歯・前歯・乳歯 イ インレー a 単純なもの <u>14 点</u> b 複雑なもの <u>30 点</u> ロ 4分の3冠（乳歯を除く。） <u>36 点</u> ハ 5分の4冠（乳歯を除く。） <u>36 点</u> ニ 全部金属冠 <u>46 点</u> M010-2 （略） M010-3 接着冠（1 歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1) 前歯 <u>555 点</u> (2) 小臼歯 <u>555 点</u> (3) 大臼歯 <u>772 点</u> 2 銀合金 (1) 前歯 <u>36 点</u> (2) 小臼歯 <u>36 点</u> (3) 大臼歯 <u>51 点</u> M010-4 根面被覆（1 歯につき） 1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>332 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>226 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>23 点</u>	(1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>24 点</u> b 複雑なもの <u>41 点</u> ロ 5分の4冠 <u>54 点</u> ハ 全部金属冠 <u>66 点</u> (2) 小臼歯・前歯・乳歯 イ インレー a 単純なもの <u>15 点</u> b 複雑なもの <u>31 点</u> ロ 4分の3冠（乳歯を除く。） <u>38 点</u> ハ 5分の4冠（乳歯を除く。） <u>38 点</u> ニ 全部金属冠 <u>48 点</u> M010-2 （略） M010-3 接着冠（1 歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金 12%以上） (1) 前歯 <u>585 点</u> (2) 小臼歯 <u>585 点</u> (3) 大臼歯 <u>814 点</u> 2 銀合金 (1) 前歯 <u>38 点</u> (2) 小臼歯 <u>38 点</u> (3) 大臼歯 <u>54 点</u> M010-4 根面被覆（1 歯につき） 1 根面板によるもの (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>350 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>238 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>24 点</u>
---	---

ロ 小臼歯・前歯	<u>14 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>15 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）		M011 レジン前装金属冠（1 歯につき）	
1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>866 点</u>	1 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	<u>913 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>102 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>107 点</u>
M011-2～M016-3 (略)		M011-2～M016-3 (略)	
M017 ポンティック（1 歯につき）		M017 ポンティック（1 歯につき）	
1 鑄造ポンティック		1 鑄造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
イ 大臼歯	<u>1,118 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,179 点</u>
ロ 小臼歯	<u>842 点</u>	ロ 小臼歯	<u>888 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>51 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>53 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	<u>672 点</u>	イ 前歯	<u>708 点</u>
ロ 小臼歯	<u>842 点</u>	ロ 小臼歯	<u>888 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,118 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,179 点</u>
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>65 点</u>	イ 前歯	<u>67 点</u>
ロ 小臼歯	<u>65 点</u>	ロ 小臼歯	<u>67 点</u>
ハ 大臼歯	<u>65 点</u>	ハ 大臼歯	<u>67 点</u>
M017-2～M019 (略)		M017-2～M019 (略)	
M020 鑄造鉤（1 個につき）		M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,649 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,587 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,341 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,291 点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき）		(2) 二腕鉤（レストつき）	

イ 大臼歯	<u>1,341 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,291 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,030 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>991 点</u>
ハ 前歯（切歯）	<u>793 点</u>	ハ 前歯（切歯）	<u>763 点</u>
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）		2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>894 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>943 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>699 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>737 点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき）		(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大臼歯	<u>614 点</u>	イ 大臼歯	<u>647 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>534 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>563 点</u>
ハ 前歯（切歯）	<u>495 点</u>	ハ 前歯（切歯）	<u>522 点</u>
3 （略）		3 （略）	
M021 線鉤（1 個につき）		M021 線鉤（1 個につき）	
1 （略）		1 （略）	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>780 点</u>	(1) 双子鉤	<u>756 点</u>
(2) 二腕鉤（レストつき）	<u>603 点</u>	(2) 二腕鉤（レストつき）	<u>585 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）		M021-2 コンビネーション鉤（1 個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>248 点</u>	(1) 前歯	<u>261 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯	<u>267 点</u>	(2) 犬歯・小臼歯	<u>281 点</u>
(3) 大臼歯	<u>307 点</u>	(3) 大臼歯	<u>323 点</u>
2 （略）		2 （略）	
M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）		M021-3 磁性アタッチメント（1 個につき）	
1 （略）		1 （略）	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	
（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））		（根面板の保険医療材料料（1 歯につき））	
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>614 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>449 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>40 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>30 点</u> (キーパー) (略) M023 バー（1 個につき） 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,434 点</u> (2) (略) 2 (略) M030 (略)	(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大臼歯 <u>647 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>473 点</u> (2) 銀合金 イ 大臼歯 <u>41 点</u> ロ 小臼歯・前歯 <u>31 点</u> (キーパー) (略) M023 バー（1 個につき） 1 鋳造バー (1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） <u>1,511 点</u> (2) (略) 2 (略) M030 (略)
---	---